

住民監査請求に係る監査結果

(荒川区議会自民党の政務活動費(台湾視察キャンセル料))

令和 2 年 1 1 月

荒川区監査委員

第1 請求

本件請求に係る請求人、請求があった日及び内容は、以下のとおりである。

1 請求人

住所 荒川区
氏名 A 氏

2 請求があった日

令和2年9月14日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、おおむね次のとおりである。

(1) 主張事実の要旨

- ア 令和2年3月26日から3月28日にかけて、自民党荒川区議会議員の一部8名は、計画していた政務活動費を使つての台湾視察旅行を取りやめた。そして、区は、そのキャンセル料について、公金支出を行っているが、これは違法不当な公金の支出である。
- イ 台湾の視察予定報告書の提出がない。
- ウ 調査旅費計上の明細がないため、飲食代等の取扱が不明である。
- エ 別途旅費支出、例えばファーストクラスを利用して、ビジネスクラスとの差額をキックバックしている可能性がある。
- オ 視察の支出明細がないため、土産代、食事代等が入っているか不明である。
- カ 通訳について、調査旅費の委託費用に該当するのか、委託内容が不明である。
- キ 計画日時、解約日、解約理由及び違約金発生時期が不明である。
- ク 予定表不明のため調査旅費支出により区議会議員活動に必要な調査又は現地調査としているか不明である。
- ケ 請求書の宛先が荒川区議会となっている。
- コ 請求書の宛先が荒川区議会海外旅行となっている。

(2) 措置要求

令和2年3月26日から3月28日にかけて、自民党荒川区議会議員の一部8名が計画していた政務活動費を使つての台湾視察旅行の

キャンセル料全額を区に返還することを区長は自民党荒川区議会議員団に求めるよう、監査委員は区長に勧告すること。

4 請求書の補正

令和2年10月5日請求書の一部補正があった。

第2 監査委員の除斥

本件請求において、北城貞治委員については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

第3 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和2年10月8日付でこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が主張事実のとおり示した事項のうち、令和2年3月26日から3月28日にかけて、自民党荒川区議会議員の一部8名が計画していた政務活動費を使つての台湾視察旅行のキャンセル料に対する政務活動費の支出の違法・不当の有無を、計画時からの妥当性を含めて対象とした。

2 監査対象部局

区議会事務局及び総務企画課を監査対象とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年10月23日、陳述の機会を設けた。

なお、請求人から新たな証拠として、請求内容を整理した書面と区長に提出した陳述書の写しの提出があった。

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 情報公開請求で知り得た事実では、報告書の提出がないので、計画が政務活動費として適切であったか、調査内容を荒川区で活かそうだから行く意味があるのだというようなことがまったくわからない。報告書を出してほしい。

- (2) 解約のタイミングは正しいかどうかという問題も出てくる。もっと早く中止していれば30%の解約金は必要なかったのではないかという疑問も生じる。

4 関係職員等の調査

法第199条第8項の規定により、令和2年10月23日区議会事務局長及び総務企画課長に対し、事情聴取を行った。区議会事務局長及び総務企画課長の発言の主な内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、荒川区議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年荒川区条例第1号。以下「条例」という。)に基づき支出をしている。
- (2) 条例第1条では、「この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、区議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、区議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」という趣旨が記載されている。
- (3) 条例第9条では、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、「政務活動費は、会派又は会派に所属する議員が行う調査研究、情報収集、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の向上を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。」と規定されている。
- (4) 本事案は、区議会事務局としては、条例第9条関係の経費を記載した別表中の「調査旅費」に対するキャンセル料であるという認識を持っている。
- (5) キャンセル料については、条例等では明確な規定はない。しかし、解説書や判例では、やむ得ない事情があれば支給できるといった考え方も示されている。
- (6) 本件につき、当該視察予定議員に行ったヒアリングでは、10月くらいから計画はされていたようで、計画が具体的になっていった年明けくらいから新型コロナウイルスの感染者も増加し始め、海外への渡航自粛が広がっていった当時の社会状況を考えればやむを得ない中止で

あったと考えている。

- (7) キャンセルの時期については、旅行会社の規定で出発予定日の前日から起算して45日目に当たる日以降は30%以内となっており、その前は出発予定日の前日から起算して90日目に当たる日以降は20%以内となっている。90日前には新型コロナウイルス感染症の報告はされてなかったことを考えれば、やむを得ないキャンセル時期であったと考えている。
- (8) 視察の計画や報告書については、視察が中止となっており、提出の義務はない。しかしながら、監査をするうえで、視察の計画も確認したいという監査委員の意向も踏まえ、当該視察予定議員に計画がわかるような資料を提出してもらったので、本日確認を願いたい。この資料を見る限りでは、計画に特段の違法不当性はないと考えている。
- (9) また、通訳の費用については、現地で必要となれば調査旅費に付随する費用と考えており、本事案の場合、視察自体がやむを得ぬ事情で中止となったわけで、通訳費用のキャンセル料もやむを得ないものと考えている。
- (10) 請求書の宛先は旅行会社が記載したものであり、一般的な表記を用いたものと推測される。特段問題はないものと考えている。

第5 監査の結果と判断

1 監査の結果

本件請求については、合議により、次のように決定した。

請求人の主張については、理由がないものと認めこれを棄却する。

2 事実関係の確認

(1) 政務活動費の交付根拠について

荒川区の政務活動費については、平成13年3月15日に荒川区議会政務調査費の交付に関する条例が制定され、同年4月1日に施行された。この条例は、その後法の一部改正により、平成25年3月1日に荒川区議会政務活動費の交付に関する条例と名称を改正している。

また、平成13年3月26日に荒川区議会政務調査費の交付に関す

る条例施行規則も制定され、同年4月1日に施行された。この施行規則も平成25年3月1日に荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則と名称を改正している。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、区議会における会派に対し交付されている。

したがって、公益目的のために区以外のものに対して行う給付で、反対給付を要しないものであり、法232条の2に定められた補助金と同種の法的性格を有している。

荒川区の補助金は、通常、荒川区補助金等交付規則(昭和62年4月1日荒川区規則第27号。以下「補助金規則」という。)により交付されるが、政務活動費については、補助金規則第4条の規定により、条例及び区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年荒川区規則第3号。以下「条例施行規則」という。)の定めるところに拠っている。さらに、議会議長訓令として荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成19年議会議長訓令甲第2号。以下「条例施行規則」という。)を置いている。

なお、条例及び条例施行規則の他、荒川区議会では事務処理の運用を補完するため、政務活動費運用の手引を定めている。

(2) 政務活動費の交付方法について

政務活動費については、条例及び条例施行規則により、次のとおり交付方法が定められている。

ア 交付対象

政務活動費は、区議会の会派に対して交付する。

イ 交付額及び交付方法

政務活動費は、各月1日における会派の所属議員数に月額8万円を乗じて得た額を半年ごとに交付する。

ウ 会派の届出

議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者、政務活動費に係る経理責任者1人を定め、会派結成届を議長に提出しなければならない。

エ 会派の通知

議長は、会派結成届のあった会派について、毎年度当初速やかに、区長に通知しなければならない。

オ 政務活動費の交付決定

区長は、会派結成の通知に基づき、政務活動費の交付決定を行い、会

派の代表者に通知しなければならない。

カ 政務活動費の請求及び交付

会派の代表者は、通知を受けた後、毎半期の最初の月の当初早急に、当該半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。

区長は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

キ 収支報告書等の提出

政務活動費の交付を受けた会派の経理担当者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費により行った活動内容を記載した報告書及び領収書その他の証拠書類の原本を添付して、議長に提出しなければならない。

ク 収支報告書等の送付

荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規定によれば、議長は、収支報告書、実績報告書及び領収書等の提出があったときは、これらの写しを区長に送付するものとする。

(3) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

交付を受けた政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例第9条第2項により、別表で次のとおり定められている。

別表(第9条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費(会場費、講師謝礼金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等をいう。)
会議費	会派又は会派に所属する議員が行う各種会議に要する経費(会場費、機材借上費、資料印刷費等をいう。)
調査旅費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等をいう。)
通信運搬費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な通信・運搬に要する経費(電話料、インターネット接続料、ファクシミリ通信料、郵便料、運搬費等をいい、自宅の電話の電話料を除く。)
資料作成	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な資

費	料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳費、パソコン及び関連機器その他の事務機器の購入、リース料等をいう。）
資料購入費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派又は会派に所属する議員が行う活動及び区の政策について、住民に報告し、又は周知するために要する経費（広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等をいう。）
広聴費	会派又は会派に所属する議員が住民からの区政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷製本費等をいう。）

（４） 本件請求対象となる令和元年度自民党荒川区議会議員団に対する政務活動費の交付に係る一連の手続きについて

令和元年５月１日自民党荒川区議会議員団から改選に伴い議長不在のため、議会事務局長に会派結成届が提出された。

令和元年５月１日議会事務局長から区長に自民党荒川区議会議員団が結成された旨の通知がされた。

令和元年５月１日区長から自民党荒川区議会議員団代表者に政務活動費の交付決定が通知された。

令和元年５月１日自民党荒川区議会議員団代表者から区長に政務活動費の請求があった。

令和元年５月１７日及び令和元年１０月１０日区長から自民党荒川区議会議員団に政務活動費の交付があった。交付額は、５月１７日が４，４００，０００円、１０月１０日が５，２８０，０００円であった。

令和２年４月３０日自民党荒川区議会議員団から議長に政務活動費に係る収支報告書等の届出があった。支出合計額は、９，５８５，９５０円であった。

令和２年５月２７日議長から区長に政務活動費収支報告書等の写しの送付があった。

令和２年５月２８日自民党荒川区議会議員団から区長に対し政務活動費の収支差額９４，０５０円の返還があった。

３ 監査対象部局の説明

（１） キャンセル料について

本事案は、区議会事務局としては、新型コロナウイルスの感染が拡大

を始めた時期の視察中止であり、キャンセル料はやむを得ないものと考えている。

(2) 通訳費用のキャンセル料について

現地での通訳費用は、視察上必要経費であり、視察自体がやむを得ぬ事情でキャンセルとなった以上、視察に付随する通訳費用のキャンセルもやむを得ないものと考えている。

4 判断及び理由

政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化された。

その後、平成24年の法改正の際に一部経費の用途が拡大され、政務活動費とされた。

本件請求に関連した令和元年度自民党荒川区議会議員団に対する政務活動費については、交付申請から収支報告書等の提出までの一連の手続は、適正に行われていると認められる。

請求人は、令和2年3月26日から3月28日にかけて、自民党荒川区議会議員の一部8名が、計画していた政務活動費を使っての台湾視察旅行を取りやめ、そのキャンセル料について公金支出を行ったことは、計画段階の妥当性も含め、違法不当な公金の支出であるという趣旨の主張をしている。

そこで、まず、政務活動費を使っての台湾視察の目的が、計画の明細がないため政務活動費として支出の対象とならない旨の主張については、資料を確認した計画段階の一連の流れに特段の違法不当性を認めることはできない。

次に、キャンセルの理由及び時期については、視察をキャンセルしたと思われる令和2年2月25日当時の社会情勢は、新型コロナウイルス感染症が国内でも感染拡大を続けている時期であり、海外視察を中止せざるを得なかったことは、やむを得ないものと解される。

キャンセルの時期についても、旅行会社の規定で旅行代金の30%とされる出発予定日の前日から起算して45日目から15日目までの期間内で行った判断は、キャンセル日とされる2月25日当時の社会情勢と照らし合わせても妥当性を欠いたものとは認められない。

したがって、請求人が主張する自民党区議会議員8名が、令和2年3月26日から28日に予定をしていた台湾視察の中止に伴うキャンセル料の政務活動費での支出は違法・不当であるという事実は認められない。

以上から、請求人の主張には理由がないものと認める。

5 監査委員意見

上述したように政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化され、その後、平成24年の法改正の際に一部経費の使途が拡大され、政務活動費とされたという背景がある。つまり、地方議会の活性化と議員の調査活動の基盤強化が担保されているものと考えられる。

一方で、政務活動費の原資となるのは区民が納める税金であり、区議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会事務局にあっては、議長に提出される書類を議長に代わって確認する場合などは、慎重、丁寧な確認行為に努める必要性があるものと解されることを改めて留意願いたい。

また、政務活動費の事務処理の拠り所となる政務活動費運用の手引については令和2年2月に改訂されているが、規定されていない箇所も多いことなど、現状のさまざまな事例に対応できているものとは言えない。他自治体の同様の手引を参考にするなど、現在の社会情勢に対応し得るきめ細やかな手引に改正を図るよう検討されたい。